# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第85期第3四半期(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社東京放送ホールディングス

【英訳名】 TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 石原 俊爾【本店の所在の場所】東京都港区赤坂五丁目3番6号【電話番号】03(3746)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊藤 博信

【最寄りの連絡場所】東京都港区赤坂五丁目3番6号【電話番号】03(3746)1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 伊藤 博信 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結累計期間	第84期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	259,780	259,592	342,754
経常利益(百万円)	9,345	12,203	9,215
四半期(当期)純利益(百万円)	1,793	12,019	103
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,337	13,867	11,335
純資産額(百万円)	350,657	310,828	344,658
総資産額(百万円)	596,553	533,373	593,023
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	9.44	76.28	0.54
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	56.9	55.7	56.4

回次	第84期 第 3 四半期 連結会計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間	
会計期間	自平成22年10月 1 日 至平成22年12月31日	自平成23年10月 1 日 至平成23年12月31日	
1株当たり四半期純利益金額 (円)	23.61	75.86	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2.売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.第84期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 4.第85期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 5.第84期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 6. 第84期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

# 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、放送セグメントにおいて、持分法適用関連会社であった株式会社BS-TBSが当社の子会社となったことに伴い、同社を連結子会社としました。

また、映像・文化セグメントにおいて、当社及び当社の連結子会社である株式会社BS-TBSが、保有する株式会社横浜ベイスターズの株式の一部を譲渡したことに伴い持株比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外しております。この結果、当セグメントにおいて野球興行事業から撤退いたしました。

# 第2【事業の状況】

## 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、株式会社横浜ベイスターズを連結の範囲から除外した結果、野球興行に関するリスクは解消いたしました。その他新たに発生、または解消した事業等のリスクはありません。

#### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

# 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び関係会社)が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

日本銀行が昨年末に公表した金融経済月報によりますと、日本経済は、国内需要面では、東日本大震災で被災した設備の修復など、設備投資が緩やかな増加基調にあり、また、個人消費も、底堅く推移しました。その一方、海外経済の減速や円高に加え、タイの洪水の影響もあり、輸出や生産は横ばい圏内の動きとなっています。全体として、企業の業況感については、改善の動きが鈍化し、上半期までにみられた持ち直しの動きが一服しつつあります。

このような経済環境の中、当社グループは、各セグメントにおいて収益の確保に努めるとともに、コストコントロールを継続いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,595億9千2百万円(対前年同期比0.1%減)、営業利益100億1千万円(同36.6%増)、経常利益122億3百万円(同30.6%増)、四半期純利益は、関係会社株式売却益の計上等もあり、120億1千9百万円(同570.0%増)となりました。

#### <放送事業セグメント>

テレビの放送事業収入のうち、株式会社TBSテレビの当第3四半期連結累計期間のタイム収入は、大型単発番組の放送が、前年に比べ減少したという要因もあり、643億3千9百万円で前年同期比3.2%減となりました。

一方、スポット収入は、619億円で前年同期比0.5%増となりました。スポット収入は、東日本大震災の影響で、第1四半期は、前年同期比で9.9%減の落ち込みとなりましたが、夏以降回復傾向にあり、第2四半期は同1.2%増、10-12月の第3四半期は、タイの洪水の影響等も懸念される中、同9.7%増まで売上を伸ばしました。TBSテレビの在京5局間のスポット売上シェアは19.8%(前年と同じ)でした。

TBSテレビの当第3四半期連結累計期間の視聴率は、「みのもんたの朝ズバッ!」「ひるおび!」「Nスタ」などの平日帯番組の好調を受け、全日帯視聴率が6.8%と前年同期比で0.3ポイントアップとなったことをはじめ、ゴールデン帯10.0%(同0.4ポイント増)、プライム帯10.1%(同0.3ポイント増)といずれの時間帯も上昇しています。

ドラマでは、日曜劇場で木村拓哉さんほか豪華キャストで「開局60周年記念ドラマ『南極大陸』」を放送し、初回22.2%、平均で18%の視聴率を獲得することができました。また、バラエティ番組では、「ひみつの嵐ちゃん!」「ぴったんこカン・カン」「中居正広の金曜日のスマたちへ」などの番組が、引き続き好調な視聴率をあげております。

スポーツ番組では、11月15日にFIFAワールドカップ3次予選「日本対北朝鮮」の試合を放送しました。北朝鮮からの生放送かつハイビジョン中継は史上初であり、平日夕方からの放送にもかかわらず、15.5%の視聴率を獲得することができました。

報道番組では、TBS開局の日となる12月25日に「報道の日2011」と題して、東日本大震災をはじめ、政治・経済・国際問題など多岐にわたって様々なことが起こった一年を15時間にわたる放送時間で総括しました。

この他、特筆すべき番組として、関東地区で放送されたドラマ「ムーンケーキ」があげられます。TBSテレビと、シンガポールの総合メディア企業・メディアコープの共同制作によるもので、昨年締結した両社の業務提携第一弾となりました。

ラジオ部門では、株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズが、12月の聴取率調査において63期連続聴取率トップの記録を更新しました。「森本毅郎・スタンバイ!」「大沢悠里のゆうゆうワイド」は変わらずに時間帯トップを維持しており、「小島慶子キラ キラ」「荒川強啓デイ・キャッチ!」も堅調な推移をみせています。なお、東日本大震災においてラジオは貴重な情報源となり、ライフラインとして不可欠なメディアであったことに鑑み、11月に岩手放送、東北放送、ラジオ福島を通じて3県に合計690台のラジオをお届けしました。営業面では、タイム収入45億2百万円(前年同期比4.0%減)、スポット収入18億1千5百万円(同1.4%増)でした。

BSデジタルの放送事業者である株式会社BS-TBSは第2四半期連結会計期間から連結子会社となっております。12月のBSデジタル放送視聴可能世帯数は、3,869万世帯・普及率72.3%となり、BS-TBSの当第3四半期連結累計期間の売上高は82億8千2百万円(前年同期比19.9%増)、営業利益は11億4千7百万円(同54.5%増)でした。また、財務健全化のため、10月1日を効力発生日として減資を行い、340億円あまりの累積損失を一掃しております。

放送事業の売上高は1,513億3千9百万円(前年同期比1.4%増)、営業利益は9億4千6百万円(前年同期は11億7千万円の営業損失)となりました。

#### <映像・文化事業セグメント>

映像・文化事業では、催事として「世界遺産「ヴェネツィア展」魅惑の芸術 千年の都」が江戸東京博物館で開催され、15万人を超える入場者を集めました。地上波テレビで放送された「美男ですね」の舞台も4万6千人以上を動員し、大変好評でした。

映画では、「源氏物語 千年の謎」が 1 月末時点で、興収13億 7 千万円、動員114万人と堅調な数字となっております。また、アニメ映画として12月に公開された「けいおん!」は興収16億円、122万人を動員する大ヒットとなりました。

DVDは、ドラマ「美男ですね」の初回スペシャルが4万5千セット、BOXが4万セットと、レンタルも合わせた売上は5億円を超えるメガヒットとなりました。さらに、11月に予約限定で発売した「3年B組金八先生DVDコンプリートボックス」も大きな話題を呼びました。

11月には「TBSオンデマンドAndroid」を開始しました。これは「TBSオンデマンド モバイル」に続く2つ目の自社配信サービスになり、急激に普及するスマートフォン向けの対策を強化しました。

映像・文化事業の売上高は967億7千6百万円(前年同期比1.3%減)、営業利益40億7千6百万円(同45.2%増) となりました。

#### <不動産事業セグメント>

赤坂サカスでは、「夏サカス2011~笑顔の扉」と題して、かつての人気番組から現在の番組まで、TBS60年の歴史を感じられるアトラクションを設置しました。震災後ということもあり、東北の観光誘致や特産品の販売など、様々な形で被災地への復興支援も行いました。また、4回目を迎えた冬のイベント「White Sacas」も多くの方にご来場いただいております。2008年3月のオープン以来、サカス地区への累計来場者数は2,800万人を上回りました。

不動産事業の売上高は114億7千6百万円(前年同期比7.8%減)、営業利益49億8千9百万円(同12.3%減)となりました。

なお、既にお知らせしておりますように、平成23年12月2日付で、当社および株式会社BS-TBSは、保有する株式会社横浜ベイスターズの株式の一部を株式会社ディー・エヌ・エーに譲渡いたしました。これに伴い株式会社横浜ベイスターズは、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から外れております。

## (2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

四半期報告書

[会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について]

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます)を整備しましたが、当社グループの新たな中期経営計画「グループ経営計画2014」の策定と実行に伴い、平成22年5月13日の同取締役会において、当該中期経営計画に関わる部分について、以下のとおり改定を行いました。

#### (1) 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」の「一、行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、社会・文化に貢献する公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」、「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、あらゆる事業分野や個人活動を通じて、積極的な社会貢献とよりよい地球環境の実現に努めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていくうえで、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期の信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがいまして、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ(およびこれらと所定の関係を有する者)が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により(かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます)、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講じることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中 排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するも のですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関 しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会 社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。かかる趣旨から、当社といたしましては、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとし、また、当社グループの新たな中期経営計画として、平成22年5月13日に「グループ経営計画2014」を策定いたしました。

(2)「グループ経営計画2014」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供していく所存です。その一方、デジタル・コンテンツ・ビジネスのリーディングカンパニーとしてさらなる飛躍を目指すため、当社グループの中期経営計画「V!up」プランを策定して、2006(平成18)年度よりその遂行に取り組んでまいりましたが、当社といたしましては、将来に亘る国内外の企業環境の大きな変化にも柔軟に対応して持続的なグループ成長を推進すべく、2014(平成26)年度に至る上記中期経営計画を「グループ

四半期報告書

経営計画 2014」として改定のうえ、その遂行に全力を挙げる方針です。

なお、「グループ経営計画 2014」におきましては、2014(平成26)年度までに地上波テレビの全日帯平均 視聴率競争で業界を主導する地位に放送事業を押し上げ、在京5局中におけるテレビスポットの売上シェア25% を達成することを主軸として、映像・文化事業と不動産事業とも連動させて、2014年度に連結売上高4,000億円、 連結売上高営業利益率7%の達成を目指しております。

当社グループは、「グループ経営計画2014」の遂行を通じて、「最強のコンテンツ・ソフト」を発信する「最良のメディア・グループ」としての地位を確立し、もって当社および当社グループの企業価値と株主の皆様 共同の利益の最大化を目指すとともに、株主の皆様の負託に応えてまいる所存です。

(注)「グループ経営計画2014」につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響など、計画策定後の当社グループの経営をめぐる外的環境の変化を踏まえ、その内容の見直しの要否を含めて検討を行っております。この点、開示すべき事実等が生じましたら、別途適時適切にお知らせいたします。

## (3)基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みの概要

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」(以下「17年プラン」といいます)について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思を更に重視する形で改定(以下、改定後の対応方針を「本プラン」といいます)を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会(以下「平成19年総会決議」といいます)において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。本プランにつきましては、その後、当社が平成21年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには会社法および金融商品取引法の改正および施行等の法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会(以下「特別委員会」といいます)の現任委員全員の同意を得て、平成19年総会決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、記載の分かりやすさを確保する観点から、本プランの内容を一部簡略化したものです。

#### 1.本プランの概要

- (a) 本プランの発動にかかる手続
- (i) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の ないし のいずれかに該当する行為(以下「大規模買付行為等」といいます)が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者(当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます)が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記( )のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記( )、( )および( )ないし( )の手続に従って決せられることとなります。

当社が発行者である株券等についての、買付け等の後における公開買付者グループの株券等所有割合の合計が20%以上となることを目的とする公開買付け

当社が発行者である株券等についての、大規模買付者グループの、買付け等の後における株券等保有割合が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記 において定める「他の株主」とを併せて、 「買収者グループ」といいます。

# ( ) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます)とそれらに加えて、取締役会評価期間(下記()に定義されます)および当該期間における検討の結果下記()に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます)を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、 適宜回答期限(原則として60日といたします)を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがありま す。

#### 買収者グループの概要

大規模買付行為等の目的、方法および内容

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡が存する場合に はその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、 資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等その他大規模買付行為等の完了後におけ る当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループ にかかる利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無およびこれらに対する対処方針

当社の認定放送持株会社としての、およびTBSテレビの放送事業者としての公共的使命に対する考え方その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

## () 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記 または の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のため の期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として設定いたします。

対価を現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合:60日間 上記 を除く大規模買付行為等が行われる場合:90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものといたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行いますが、特別委員会がかかる評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ることができるものといたします。なお、かかる費用は当社が負担するものといたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始したものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記( )で定める所要の対応措置を発動することを勧告できるものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重のうえ、本新株予約権の無償割当て等の下記( )で定める所要の対応措置を発動することといたします。

# ( )対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割当てによるものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3.本新株予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

- (i) 例外事由該当者 (下記「3.本新株予約権の無償割当ての概要」の(c)において定義されます)による権利行使は認められないとの条件や、
- ( ) 新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項(例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換えに取得することができる旨を定めた条項)、または
- ( ) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあり得ます。

## ( )対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社が定めるガイドラインに照らし、買収者グループが総体として濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わ

ず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行いま す.

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものといたします。

#### ( ) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記()の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものといたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

#### ( ) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告 (上記( )にもとづく対応措置発動の勧告または上記( )にもとづく対応措置不発動の勧告)を最大限尊重 し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応 措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものといたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせて頂きます。

#### (b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成25年4月以降最初に開催される定時株主総会で本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とされているものであります。

但し、本プランは、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する 旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランは その時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得たうえで、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正しまたは変更する場合があります。

## 2.企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行うこととしております。また、当社監査役会は、当社取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビ社外取締役のうちから1ないし2名、社外監査役のうちから1ないし2名、および弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等社外の有識者から3ないし4名をもって構成することとしており、各委員の任期は2年です。

## 3 . 本新株予約権の無償割当ての概要

## (a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日(上記「1.本プランの概要」(a)(i)柱書所定の事由発生後の日とされます)における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除きます)1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

## (b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。

# (c) 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします(なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者(以下「例外事由該当者」といいます)による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます)。

#### (d) 当社による新株予約権の取得

- ( ) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを 条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得す ることができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。
- ( ) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。
- ( )上記( )の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等が当社の議決権の割合の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記 新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。

## (4)上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日開催の当社取締役会で決定した「当社株式にかかる買収提案への対応方針」につき、平成19年2月28日開催の当社取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、平成21年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、平成19年総会決議の枠内にとどまるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、当社取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得たうえでこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

## (3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は1億9千6百万円です。 なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債は、長期借入金約596億円(1年以内返済予定分含む)と社債500億円、及び短期借入金200億円を合わせ、約1,296億円(リース債務を除く)となっております。また、当社及び株式会社スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間で合計240億円のコミットメントライン契約を締結しております(借入実行残高200億円、借入未実行残高40億円)。この他、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	400,000,000		
計	400,000,000		

# 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年 2 月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	190,434,968	190,434,968	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	190,434,968	190,434,968	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

( - ) Exclanding with a second of the second							
年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)	
平成23年10月1日~平 成23年12月31日	-	190,434,968	-	54,986	-	55,026	

# (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

# (7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

# 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
<b>宁仝送沈栋</b> 推尹(白□推尹笙)	(自己保有株式) 普通株式 37,801,600	-	-
完全議決権株式(自己株式等)   	(相互保有株式) 普通株式 1,009,800	(注) 1,000	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,527,100	1,515,271	-
単元未満株式	普通株式 96,468	-	-
発行済株式総数	190,434,968	-	-
総株主の議決権	-	1,516,271	-

(注) 議決権を含めた株式の貸与取引により、議決権1,000個が発生しております。

## 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社東京放送ホール ディングス	東京都港区赤坂 5丁目3-6	37,801,600	-	37,801,600	19.85
(相互保有株式) 株式会社東通	東京都港区赤坂 2丁目14 - 5	894,000	(注)100,000	994,000	0.52
株式会社テレパック	東京都港区赤坂 2 丁目12 - 10	15,800	-	15,800	0.00
計	-	38,711,400	100,000	38,811,400	20.38

(注) 株式会社東通の他人名義所有株式100,000株は、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋1丁目9-1)への 議決権を含めた株式の貸与取引によるものであります。

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 <b>3</b> 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	71,510	20,159
受取手形及び売掛金	33,496	36,909
有価証券	-	48,999
商品及び製品	7,006	7,372
番組及び仕掛品	6,305	7,185
原材料及び貯蔵品	778	874
前払費用	8,890	7,864
繰延税金資産	1,946	2,436
預け金	48,875	-
その他	6,212	6,426
貸倒引当金	97	108
流動資産合計	184,924	138,119
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	190,577	190,011
減価償却累計額	75,535	78,247
建物及び構築物(純額)	115,041	111,763
機械装置及び運搬具	85,651	83,397
減価償却累計額	74,758	74,337
機械装置及び運搬具(純額)	10,892	9,059
工具、器具及び備品	21,076	22,006
減価償却累計額	18,504	19,632
工具、器具及び備品(純額)	2,571	2,374
土地	84,720	84,552
リース資産	6,610	6,645
減価償却累計額	2,933	3,361
リース資産(純額)	3,677	3,283
建設仮勘定	3,322	3,085
有形固定資産合計	220,227	214,119
無形固定資産		214,117
ソフトウエア	4,796	4,455
のれん	25,571	24 367
リース資産	1	I
	441	495
その他	2,095	1,921
無形固定資産合計	32,905	31,239
投資その他の資産	420.070	107 7 10
投資有価証券	139,958	135,760
長期貸付金	338	350
繰延税金資産 	2,370	2,129
長期前払費用	1,649	1,123
その他	11,216	11,102
貸倒引当金	567	571
投資その他の資産合計	154,965	149,894
固定資産合計	408,098	395,253
資産合計	593,023	533,373

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 <b>3</b> 月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,548	32,585
短期借入金	36,722	20,000
1年内返済予定の長期借入金	1,750	1,750
1年内償還予定の社債	20,000	-
未払金	9,886	8,776
未払法人税等	2,757	1,611
未払消費税等	764	781
未払費用	6,052	3,004
役員賞与引当金	114	65
その他の引当金	885	612
その他	5,577	6,378
流動負債合計	117,058	75,565
固定負債		
社債	30,000	50,000
長期借入金	58,750	57,875
退職給付引当金	12,573	12,881
リース債務	3,064	2,472
繰延税金負債	10,406	7,615
その他	16,510	16,134
固定負債合計	131,305	146,979
負債合計	248,364	222,544
純資産の部		
株主資本		
資本金	54,986	54,986
資本剰余金	60,254	60,254
利益剰余金	211,948	222,651
自己株式	96	48,971
株主資本合計	327,094	288,921
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,399	8,903
繰延ヘッジ損益	1,002	787
為替換算調整勘定	180	214
その他の包括利益累計額合計	7,216	7,902
少数株主持分	10,348	14,004
純資産合計	344,658	310,828
負債純資産合計	593,023	533,373

(単位:百万円)

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	259,780	259,592
売上原価	185,361	183,120
売上総利益	74,419	76,471
販売費及び一般管理費	67,092	66,461
営業利益	7,326	10,010
営業外収益		
受取利息	82	52
受取配当金	2,609	3,167
持分法による投資利益	373	83
その他	812	582
営業外収益合計	3,876	3,886
営業外費用		
支払利息	1,271	1,073
固定資産除却損	165	169
その他	419	450
営業外費用合計	1,856	1,693
経常利益	9,345	12,203
特別利益		
関係会社株式売却益	-	5,959
段階取得に係る差益	-	210
投資有価証券売却益	6,814	4
特別利益合計	6,814	6,174
特別損失		
投資有価証券評価損	10,658	1,609
早期割増退職金	-	333
ゴルフ会員権評価損	-	241
固定資産除却損	-	149
減損損失	19	102
退職給付制度改定損	38	20
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	516	<u> </u>
特別損失合計	11,233	2,457
税金等調整前四半期純利益	4,927	15,920
法人税、住民税及び事業税	2,093	2,523
法人税等調整額	780	212
法人税等合計	2,873	2,735
少数株主損益調整前四半期純利益	2,053	13,184
少数株主利益	259	1,165
四半期純利益	1,793	12,019

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,053	13,184
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,784	503
繰延ヘッジ損益	531	214
為替換算調整勘定	75	35
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	7,391	683
四半期包括利益	5,337	13,867
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,588	12,705
少数株主に係る四半期包括利益	250	1,162

#### 【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

## (1)連結の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より当社は株式会社BS-TBS株式を追加取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間より当社及び当社の連結子会社である株式会社BS-TBSは、保有する株式会社横浜ベイスターズの株式の一部を譲渡し持分比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外しております。

#### (2)持分法適用の範囲の重要な変更

第2四半期連結会計期間より株式会社BS-TBSは連結の範囲に含められたため、持分法適用の範囲から除外しております。

また、当第3四半期連結会計期間において株式会社RGマーケティングは清算されたため、持分法適用の範囲から除外しております。

#### 【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

#### 【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

# (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

 (四半期連結貸借对照表関係)				
前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	•	当第 3 四半期連結会計期間 ( 平成23年12月31日 )		
1.固定負債である負ののれんと相談	1.固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載し			
ております。		ております。		
なお、相殺前の金額は次のとおりでも	<b>あります</b> 。	なお、相殺前の金額は	t次のとおりであり	ます。
のれん	26,558百万円	のれん	25,3	305百万円
負ののれん	986百万円	負ののれん	9	937百万円
2. 偶発債務		2 . 偶発債務		
保証債務	百万円	保証債務		百万円
従業員の住宅ローン	4,863	従業員の住宅口	<b>I</b> ーン	4,455
㈱中国放送のリース契約に対 する連帯保証	454	㈱中国放送のリ る連帯保証	リース契約に対す	321
㈱あいテレビのリース契約に 対する連帯保証	396	(株)あいテレビ <i>の</i> する連帯保証	)リース契約に対	281
計	5,714	計	_	5,059
3 . コミットメントライン契約		3 . コミットメント	ライン契約	
当社及び連結子会社の株式会社スタ	タイリングライフ・	当社及び連結子会社	上の株式会社スタイ	リングライフ・
ホールディングスは、事業資金、資	運転資金の機動的な	ホールディングス	は、事業資金、運転	資金の機動的な
確保を目的として、複数の金融機	関との間でコミッ	確保を目的として	、複数の金融機関と	この間でコミッ
トメントライン契約を締結してむ	うります。当連結会	トメントライン契	『約を締結しており』	ます。当第3四
計年度末現在における契約極度額	質及び借入実行残高	半期連結会計期間	末現在における契	約極度額及び借
は以下のとおりであります。		入実行残高は以下	のとおりでありま	<del>उं</del> ,
契約極度額	54,000百万円	契約極度額		24,000百万円
借入実行残高	32,800百万円	借入実行残高		20,000百万円
差引額	21,200百万円	差引額		4,000百万円

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

70の資品版は、7000000000000000000000000000000000000	<b>7</b> °	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	12,402百万円	11,115百万円
のれんの償却額	1,253	1,608
負ののれんの償却額	49	49

#### (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	380	2	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	571	3	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	571	3	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金
平成23年11月 4 日 取締役会	普通株式	763	5	平成23年 9 月30日	平成23年12月 9 日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの 該当事項はありません。

## 2.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成23年5月10日に楽天株式会社から488億7,528万5,800円で自己株式を37,770,700株を取得いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、単元未満株式の買取を含めて自己株式が488億7千5百万円、37,771,387株増加しております。

## (セグメント情報等)

# 【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セク		四半期連結損益計算書計上		
	放送	映像・文化	不動産	計	(注1)	額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	149,267	98,070	12,442	259,780	-	259,780
セグメント間の内部売上高又 は振替高	1,040	3,045	5,110	9,195	9,195	-
計	150,307	101,116	17,552	268,976	9,195	259,780
セグメント利益又は損失()	1,170	2,808	5,689	7,327	1	7,326

- (注)1.セグメント間取引消去であります。
  - 2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
    - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

		報告セグメント				四半期連結損益計算書計上
	放送	映像・文化	不動産	計	(注1)	額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	151,339	96,776	11,476	259,592	-	259,592
セグメント間の内部売上高又は 振替高	1,096	3,283	5,047	9,427	9,427	-
計	152,436	100,059	16,524	269,020	9,427	259,592
セグメント利益	946	4,076	4,989	10,012	1	10,010

- (注)1.セグメント間取引消去であります。
  - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
    - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

「からだっち」がいい。					
	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)			
1株当たり四半期純利益金額	9円44銭	76円28銭			
(算定上の基礎)					
四半期純利益金額(百万円)	1,793	12,019			
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	•			
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,793	12,019			
普通株式の期中平均株式数 ( 千株 )	190,004	157,566			

<sup>(</sup>注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ)中間配当による配当金の総額・・・・・・763百万円
- (ロ)1株当たりの金額・・・・・・・・5円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・平成23年12月9日

(注)平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いをしております。

EDINET提出書類 株式会社東京放送ホールディングス(E04375) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月14日

株式会社東京放送ホールディングス 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 隆哉 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯口 豊 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鳥生 裕 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送ホールディングス及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。